**平成２３年（フ）第９９７号**
北九州市若松区白山２丁目11番36号　101号室
債務者　杉原　　隆
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上地　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第２９３号**
長野県松本市大字笹賀2232番地３、前住所長野県北安曇郡白馬村大字北城12133番地２
債務者　梶　　義広
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松寿美枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後１時
5　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第５３１号**
愛知県安城市相生町９番２号　アルデア1202
債務者　阪本　　功
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜂須賀邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第５９２号**
奈良県天理市指柳町117番地３
債務者　梶川　知宏
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　泰成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第１９０号**
岐阜県大垣市桧町847番地２　サンシティ静里Ａ103
債務者　加藤　次郎
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第３２４５号**
札幌市白石区菊水３条５丁目２番３―301号
債務者　中山　順三
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中込　律子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６１１号**
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸１丁目５番10号　メゾンドール103
債務者　上野　隆一
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河内　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第７８７号**
静岡県藤枝市東町８番40号　イーストニュータウンＢ―102号
債務者　小松　裕幸
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　幸典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第５２６号**
長崎県長崎市高丘２丁目５番４号、住民票上の住所長崎県長崎市若葉町11番11―202号
債務者　平山　　耐
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　悟郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２５２号**
福井県吉田郡永平寺町松岡観音１丁目402番地
債務者　伊東　直美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２９４５号**
名古屋市中区葵２丁目13番30号　Ａｍａｒｅ　Ａｏｉ305号
債務者　池田　和正
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富田　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第２６２号**
群馬県邑楽郡大泉町西小泉５丁目５番12号　エイラクビル５
債務者　中村　昌央
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２３年（フ）第７７１号**
神奈川県足柄上郡中井町久所254番地３　岸ハイツＢ棟１―Ａ
債務者　瀬間　史子（旧姓勝間）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第７８７号**
神奈川県伊勢原市沼目３丁目30番８号　和田ハイツ３号
債務者　澤山三代次
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第１６５号**
新潟県新発田市御幸町３丁目９番17号
債務者　渡邊　清次
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２３年（フ）第８９号**
新潟県上越市大島区仁上1238番地５
債務者　吉川　文枝
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２３年（フ）第９４号**
新潟県上越市中門前３丁目４番７号
債務者　小林　文子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
新潟地方裁判所高田支部